

第1章 計画見直しの背景・基本的事項

1 計画見直しの背景と目的

本市では、市民、事業者、市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑、歴史、伝統を活かした、文化の香り高く、人と自然が共生するまちづくりを実現するため、香取市環境基本条例（以下「条例」という。）を2006年3月に施行しました。

条例第9条の規定に基づき、条例第3条に定められた基本理念の実現を目指し、2009年3月に香取市環境基本計画を策定しました。2019年3月には社会情勢の変化に対応した第2次香取市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定し、『豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取』を目標の環境像として定め環境政策を推進してきました。

本計画策定から5年の間に、本市をとりまく環境や、地球規模での環境問題に対する国際的な動向、国や県などの政策は大きく変化しています。

世界では持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、国も2050年カーボンニュートラルへの対応や気候変動への適応、食品ロスや循環型社会、生物多様性の保全への対応などの環境課題の解決に向けた政策を打ち出しています。

さらに、少子高齢化、人口減少社会への移行、そして新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新たな生活様式・ニューノーマルな時代への突入と社会的状況も大きく変化しています。

このような背景を踏まえ、国内外の社会情勢や新たな環境課題に対応するため、今回、計画の見直しを行い、「第2次香取市環境基本計画（中間見直し）」を策定しました。より実効性のあるものとして中間見直しを行ったことから、更なる市民、事業者、市の協働により、環境保全と構造に資する取組を充実させ、推進します。

香取市環境基本条例の基本理念（条例第3条）

- 1 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2 計画の基本的事項

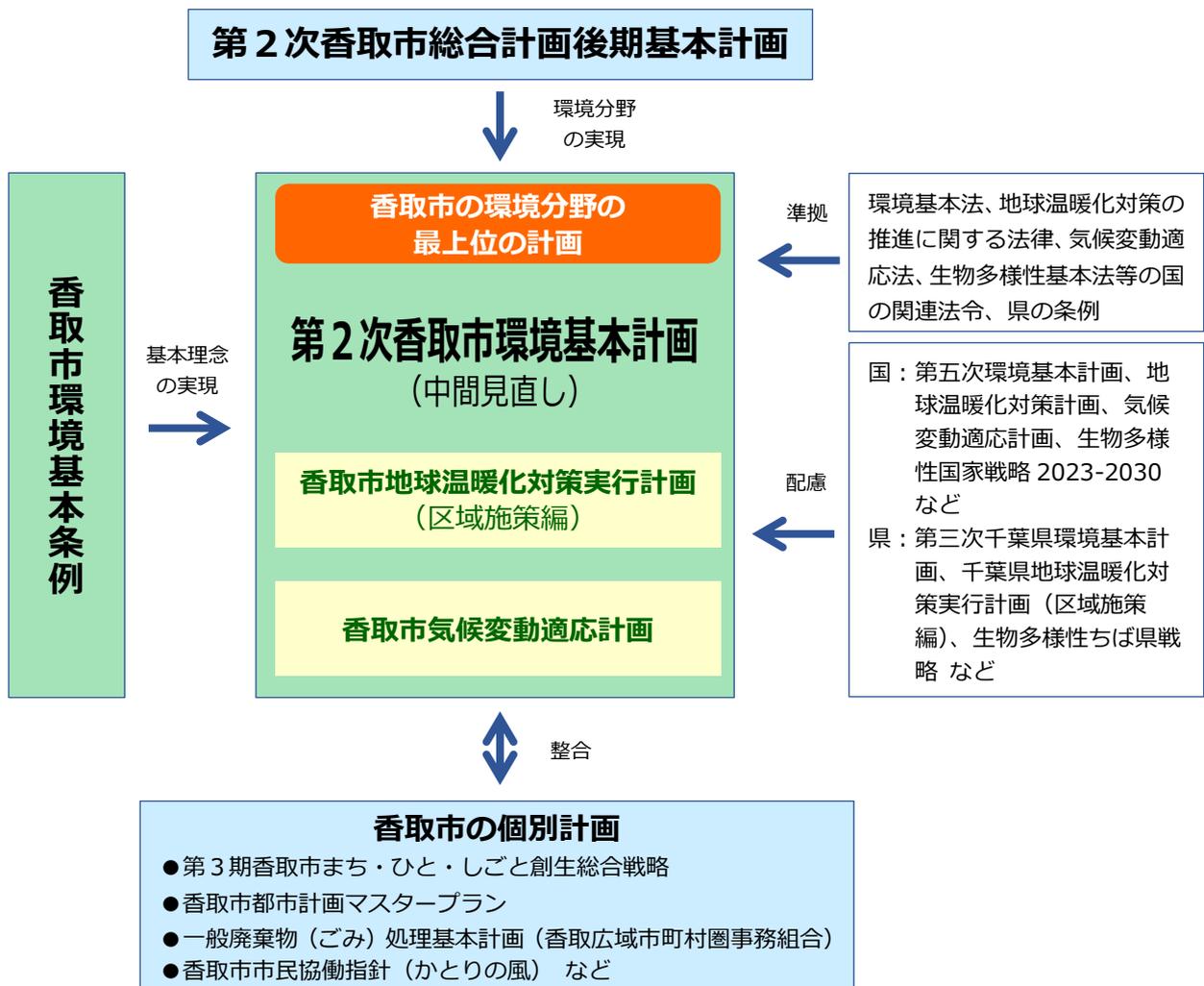
2-1 計画の位置づけ

本計画は、条例の基本理念（第3条）の実現に向けて、環境の保全および創造に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市のそれぞれが担うべき取組を明示するものです。本市のまちづくりの最上位計画である「第2次香取市総合計画」に掲げる将来像を環境面から実現する、本市の環境行政の基礎となる計画であり、環境に関連する計画の最上位計画です。

さらに、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「香取市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「香取市気候変動適応計画」を包含した計画として位置づけます。

また、本計画の推進に当たっては、SDGsの達成に向けて、環境・経済・社会をめぐる様々な課題の解決に資するように取組を実施します。

第2次香取市環境基本計画（中間見直し）の位置づけ



2-2 計画の期間

本計画は、2019年度を初年度とし、10年後の2028年度の10年間とします。
今回の中間見直しは、本計画をより実効性のあるものにするため、社会情勢や環境問題の変化に併せて行ったものです。



2-3 計画の対象

本計画で対象とする「地域」は、本市全域とします。
対象分野は、①循環型社会、②健全な生活環境、③自然共生社会、④脱炭素社会、⑤環境保全活動の5分野とし、身近な地域レベルの環境問題から地球温暖化などの地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとします。

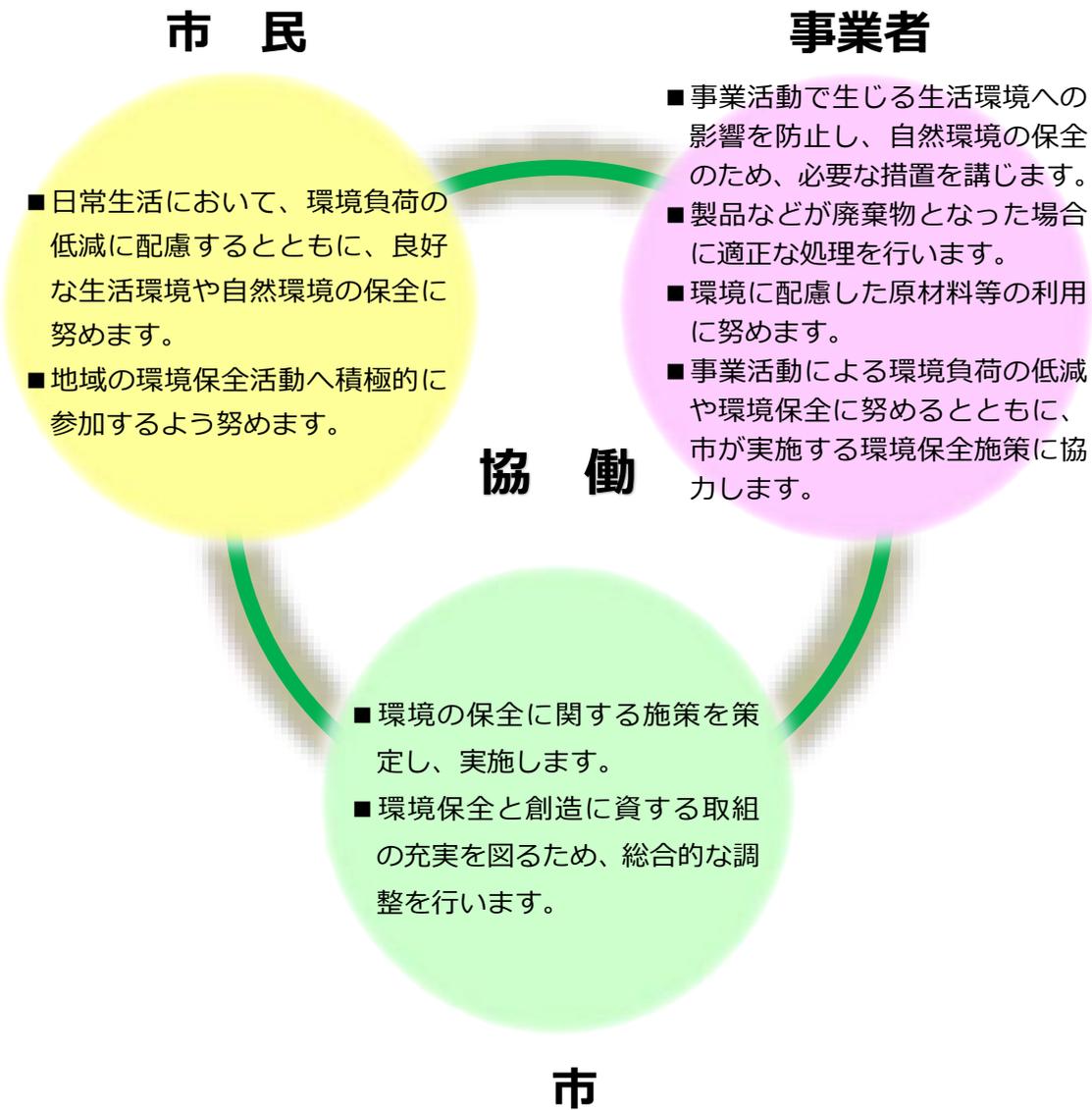
第2次香取市環境基本計画（中間見直し）の対象範囲



2-4 計画の推進主体

本計画の推進主体は市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践します。

第2次香取市環境基本計画（中間見直し）の推進主体



2-5 計画の構成

本計画は、第1章から第6章までで構成し、第1章に計画見直しの背景・基本的事項、第2章に計画見直しの方向性、第3章に目標とする環境像、第4章に環境施策、第5章にかとり協働プログラム、第6章に計画の進行管理について示します。

計画の構成

第1章	計画見直しの背景・ 基本的事項	計画の目的、期間、推進主体などの 基本事項
第2章	計画見直しの方向性	環境をめぐる状況の変化、計画見 直しに当たっての課題と対応
第3章	目標とする環境像	目標とする環境像、基本目標
第4章	環境施策	目標とする環境像達成のための環 境施策、主体別の取組
第5章	かとり協働プログラム	協働により推進する施策
第6章	計画の進行管理	計画の進行管理と計画の推進体制